

大分県報

平成二十一年
号外（三九）
三月三十一日

（火曜日）

目次

規 則

大分県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正……………一
 林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正……………一
 大分県土地改良財産事務取扱規則の一部改正……………二

○規 則

大分県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十一年三月三十一日

大分県規則第三十号

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

大分県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年大分県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表の一の項の償還期間等の欄中「含む。」の下に「、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号。以下「農工商等連携促進法」という。）第十三条第二項に規定する資金を借り入れる場合にあつては九年以内（据置期間三年以内を含む。）、「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）第十条に規定する資金を借り入れる場合にあつては九年以内（据置期間一年以内を含む。）」を加え、同表の二の項から四の項までの償還期間等の欄中「含む。」の下に「、農工商等連携促進法第十三条第二項に規定する資金を借り入れる場合にあつては九年以内（据置期間三年以内を含む。）、「農林漁業バイオ燃料法第十条に規定する資金を借り入れる場合にあつては九年以内（据置期間一年以内を含む。）」を加え、同表の五の項の償還期間

平成二十一年三月三十一日

大分県報号外（規則）

等の欄中「含む。」の下に「、農工商等連携促進法第十三条第二項に規定する資金を借り入れる場合にあつては五年以内（据置期間三年以内を含む。）、「農林漁業バイオ燃料法第十条に規定する資金を借り入れる場合にあつては五年以内（据置期間二年以内を含む。）」を加え、同表の六の項及び七の項の償還期間等の欄中「含む。」の下に「、農工商等連携促進法第十三条第二項に規定する資金を借り入れる場合にあつては十二年以内（据置期間五年以内を含む。）、「農林漁業バイオ燃料法第十条に規定する資金を借り入れる場合にあつては十二年以内（据置期間三年以内を含む。）」を加え、同表第三項の表の三の項の償還期間等の欄中「含む。」の下に「、農林漁業バイオ燃料法第十条に規定する資金を借り入れる場合にあつては十二年以内（据置期間三年以内を含む。）」を加える。

3 前二項に規定するもののほか、農工商等連携促進法第四条第二項第二号ハに掲げる措置を行う農工商等連携促進法第十一条第一項の認定中小企業者は、経営等改善資金（前条第一項の表の一の項から七の項までに掲げるものに限る。）の借受資格を有するものとする。

第六条第一項中「第二号様式」の下に「。農工商等連携促進法第二条第四項の農工商等連携事業にあつては、農工商等連携促進法第四条第一項の認定農工商等連携事業計画を含み、農林漁業バイオ燃料法第二条第三項の生産製造連携事業にあつては、農林漁業バイオ燃料法第五条第二項の認定生産製造連携事業計画を含む。以下同じ。」を加える。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

大分県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第三十一号

大分県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

大分県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十六年大分県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号。以下「農工商等連携促進法」という。）第四条第二項第二号ロに掲げる措置を行う農工商等連携促進法第十一条第一項の認定中小企業者

第四条第三項を次のように改める。

3 貸付金の償還期間は、十年（三年以内の据置期間を含む。）以内とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める償還期間とする。

一 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要な林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法施行令（昭和五十四年政令第二百五号）第七条第一項に規定する資金を借り入れる場合 十二年（三年以内の据置期間を含む。）以内

二 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）第五条第一項の認定事業者が同法第九条に規定する資金を借り入れる場合 十二年（三年以内の据置期間を含む。）以内

三 農商工等連携促進法第五条第一項の認定農商工等連携事業者が農商工等連携促進法第十二条第二項に規定する資金を借り入れる場合 十二年（五年以内の据置期間を含む。）以内

四 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第五条第一項の認定を受けた事業者が当該認定に係る計画に従って同項の改善措置を実施するのに必要な林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成八年政令第五十三号）第三条第一項に規定する資金を借り入れる場合 十五年（三年以内の据置期間を含む。）以内

第六条第五項中「審査を行う」を「行う」に改め、後段を削る。

第八条第九項中「四年以内」の下に「（第四条第三項ただし書第三号に掲げる場合は六年以内）」を加える。

第一号様式中
「2 総事業費の計の各年度の計欄は「3 林業・木材産業改善措置の内容」の所要額の計の数値と一致させること。
「2 総事業費の計の各年度の計欄は「3 林業・木材産業改善措置の内容」の所要額の計の数値と一致させること。

3 大分県林業・木材産業改善資金貸付規則第4条第3項ただし書各号に掲げる場合には、当該各法令に規定する計画の認定書及び申請書等の写しを添付すること。」
改める。

附 則
この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

大分県土地改良財産事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第三十二号

大分県土地改良財産事務取扱規則の一部を改正する規則

大分県土地改良財産事務取扱規則（昭和三十四年大分県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

別表中「堤塘」を「堤防」に、「主要幹線道路」を「道路、付帯施設等一式を包括する。」に、

工作物	変電送電施設	個 メ ー ト ル 所	送配電設備等一式を包括する。
-----	--------	----------------------------	----------------

工作物	変電送電施設	個 メ ー ト ル 所	送配電設備等一式を包括する。
-----	--------	----------------------------	----------------

雑工作物（工種）	雑工作物（工種）	個 メ ー ト ル 所	他の種目に属さない一切の工作物を包括する。 （工種とは、事業の実施要綱で定められた工種をいう。）
----------	----------	----------------------------	---

雑屋	雑屋	個 メ ー ト ル 所	見張小屋及びこれらに類するもの。
----	----	----------------------------	------------------

雑屋	雑屋	個 メ ー ト ル 所	見張小屋及びこれらに類するもの。
集会所	集会所	個 メ ー ト ル 所	活性化施設、地域農業活動拠点施設等
事務所	事務所	個 メ ー ト ル 所	

貯水池	貯水池	個 メ ー ト ル 所	堰堤、余水吐等附属地を包括する。
-----	-----	----------------------------	------------------

貯水池	貯水池	個 メ ー ト ル 所	堰堤、余水吐等附属地を包括する。
その他（種目）	その他（種目）	個 メ ー ト ル 所	他の種目に属さない一切の土地を包括する。

--	--	--	--

第二号様式を次のように改める。

所在地		地区名		番号	年月日
種別	建物種目	増	減	主用途	構造
年月日	増減事由	数量 (㎡) 坪	数量 (㎡) 坪	数量 (㎡) 坪	数量 (㎡) 坪
		延坪	延坪	延坪	延坪

種別		土地		地区名		番号
市町村名	大字	地番	種目	面積 (㎡) 台帳買収	価格 (円)	得年月日

種別		立木竹		所在地		番号	治	草
年月日	増減事由	樹種	植栽年度	植栽樹齢	面積 (㎡) 本数	増 数量 (㎡) 坪	減 数量 (㎡) 坪	現在 数量 (㎡) 坪

種別		利		地区名		番号						
市町村名	大字	字	地番	地目	面積 (㎡) 台帳 権利設定	価格 (円)	存続期間	特約等	土地等の 所有者	得年月日	喪失年月日	登記備考

第2号様式 (第5条関係)

土地改良財産管理台帳

所在地 _____
管理受託者名 _____

事業の種類	起工年月日	年月日	地区名	面積	受託年月日	積
	完成年月日	年月日				
概要	事業の沿革		郡市町村名	田	畑	その他
				ha	ha	ha

※種類ごとの管理台帳は、第1号様式を準用する。

第三号様式中「第3号様式」を「第3号様式(第6条関係)」に

種類	種目	種別	数量
を			

種別	数量	種目	種別	数量
を				

種別	種目	種別	種目	種別
を				
原因				

第四号様式中「第4号様式」を「第4号様式(第7条関係)」に

種類	種目	種別	種目	種別
を				

第五号様式中「第5号様式」を「第5号様式(第8条関係)」に

種類	種目	種別
を		

種類	別	種目	種別
金	別		
金銭以外のもの	を		

第六号様式中「第6号様式」を「第6号様式(第9条関係)」に

種類	種目	種別	種目
を			

第六号様式の二「第6号様式の2」を「第6号様式の2(第9条関係)」に

種類	種目	種目	種目
を			

第七号様式中「第七号様式」を「第七号様式（第9条関係）」に改める。
第七号様式の二中「第七号様式の2」を「第七号様式の2（第9条関係）」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。